

犬山市議会第54号議案

犬山市子ども屋内遊戯施設の設置及び管理に関する条例の制定
について

犬山市子ども屋内遊戯施設の設置及び管理に関する条例を別紙のよ
うに定めるものとする。

令和7年9月1日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説 明)

この案を提出するのは、犬山市子ども屋内遊戯施設を設置するため
必要があるからである。

犬山市子ども屋内遊戯施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、犬山市子ども屋内遊戯施設（以下「遊戯施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子どもの健全な成長を促すとともに、子育てを行う家庭を支援するため、遊戯施設を犬山市天神町一丁目1番地に設置する。

(利用施設)

第3条 遊戯施設において利用に供することのできる施設は、次のとおりとする。

- (1) 子ども広場
- (2) 相談室

(職員)

第4条 遊戯施設に、管理者その他の職員を置く。

(事業)

第5条 遊戯施設において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 子ども広場における子どもの遊びの場の提供
- (2) 子どもの健全な育成及び子育て支援のための相談及び指導
- (3) その他市長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第6条 遊戯施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用者の範囲)

第7条 子ども広場を利用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「児童」という。）並びに子ども広場を利用する児童の保護者及び付添人（18歳以上の者に限る。）（以下「保護者等」

という。)

(2) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、保護者等のない児童は、子ども広場を利用することができない。

(利用の許可)

第8条 子ども広場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、子ども広場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用料)

第9条 子ども広場を利用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、前条に定める使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第11条 第9条に定める使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、還付することができる。

(利用者の義務)

第12条 施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、施設の利用に際し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに管理者及び職員の指示事項を守り、秩序を乱すような行為をしてはならない。

(利用の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を停止し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設又はその附属設備を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障がある場合として規則で定める場合

(4) その他施設を利用させることが適当でないとき。

(目的外利用等の禁止)

第14条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外に子ども広場を利用し、又は子ども広場を利用する権利を他の者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。ただし、保護者等であって、これを他の者と交代する場合を除く。

(利用許可の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、子ども広場の利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定の適用によって利用者が受けた損害については、市長は、その賠償の責めを負わない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、故意又は過失により遊戯施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、遊戯施設の管理を指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続等)

第18条 指定管理者の指定の手続等は、犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第12号。以下「手続条例」という。）の規定に基づき、行うものとする。

(指定管理者の管理の基準)

第19条 指定管理者は、遊戯施設の管理をこの条例及びこの条例に

基づく規則並びに手続条例及び手続条例に基づく規則の規定に従い、行うものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第5条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 子ども広場の利用の許可、取消し等に関する業務
- (3) 子ども広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収及び還付に関する業務
- (4) 遊戯施設、附帯設備等の維持管理及び簡易な修繕に関する業務
- (5) その他市長と協議の上、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第21条 市長は、法第244条の2第8項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、当該利用料金の額を告示するものとする。

(読替規定)

第22条 第17条の規定により遊戯施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、この条例中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条、第13条及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「管理者及び職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、遊戯施設の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前においても、遊

戯施設の供用を開始するために必要な準備行為を行うことができる。

別表（第9条関係）

犬山市子ども屋内遊戯施設子ども広場使用料

区分	特定日以外の日	特定日
市内	300円	500円
市外	600円	1,000円

備考

- 1 この表において「市内」とは、市内に住所を有する者をいう。
- 2 この表において「市外」とは、市外に住所を有する者をいう。
- 3 この表において「特定日」とは、子ども広場の利用の増加が見込まれる日として市長が定める日をいう。
- 4 次に掲げる者（次項第2号において「障害者」という。）の使用料は、この表に定める使用料の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳等の交付を受けている者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 5 次に掲げる者の使用料は、無料とする。
 - (1) 3歳未満の児童
 - (2) 子ども広場を利用する障害者の介助をする者。ただし、当該障害者1人につき1人に限る。

- 6 第14条ただし書の規定により保護者等を交代する場合において、交代により子ども広場を利用する者に係る使用料が当該交代の前に子ども広場を利用していた者に係る使用料に比して不足が生じるときは、その差額を納入しなければならない。